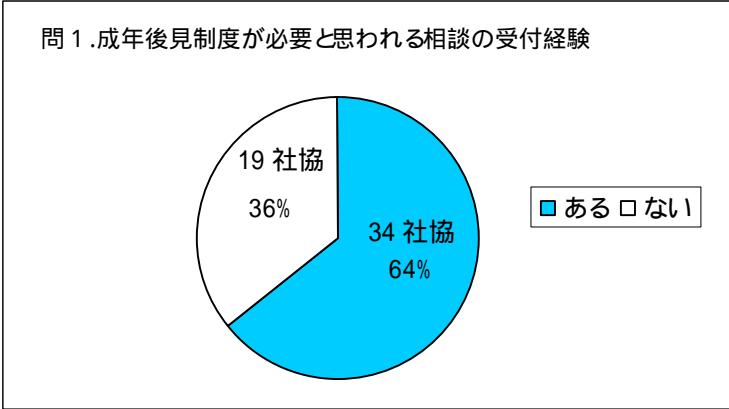


平成16年度山口県地域福祉権利擁護事業  
成年後見制度の取り組みに関するアンケート調査まとめ

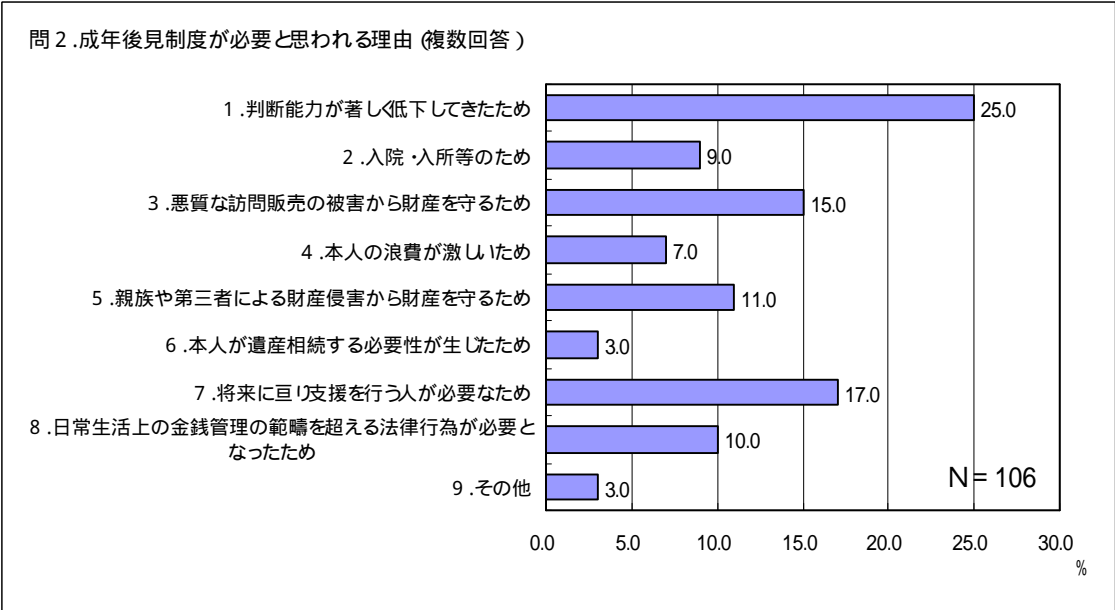
調査対象：市町村社会福祉協議会 地域福祉権利擁護事業推進員  
 調査方法：質問紙法 郵送による発送・FAXによる回収  
 調査期間：平成16年4月下旬～6月下旬  
           4月26日依頼文書発送（5月21日締め切り）  
           5月25日再依頼文書発送（6月28日全市町村社協提出）  
 回収率：100%（53/53）  
 調査結果 下記のとおり

問1. 成年後見制度の利用が必要と思われる相談を受けたことがあるか？



「成年後見制度の利用が必要と思った相談を受けたことある」と回答した社協は、64%（34社協）でした。地域福祉権利擁護事業の利用状況からみると決して高い割合とは言えませんが、社協の相談業務の一部として成年後見制度の利用支援の必要性は今後ますます高まってくると思います。

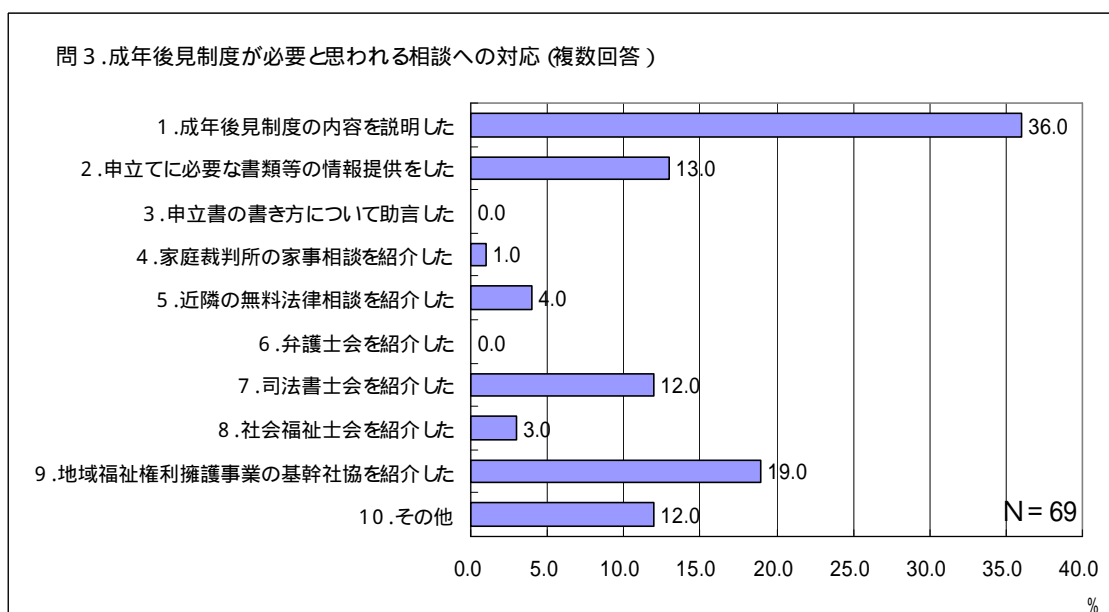
問2. 成年後見制度の利用が必要と思われた理由は何か？  
（問1で「ある」と回答した社協のみ）



問1で「ある」と回答した34社協が、どういう根拠で成年後見制度の利用が必要と判断したかを質問したところ、「判断能力の著しい低下してきたため」という回答が25.0%と最も多く、次いで「将来に亘り支援を行う人が必要なため」(17.0%)となっています。支援の継続性を考えた時、成年後見制度の利用は必要不可欠なものになってくるのではないのでしょうか。

また、「悪質な訪問販売の被害から本人の財産を守るため」という回答が15.0%となっており、地域福祉権利擁護事業利用者の生活課題を反映した結果となっています。

### 問3. 成年後見制度の利用が必要と思われる相談にどのように対応したか？

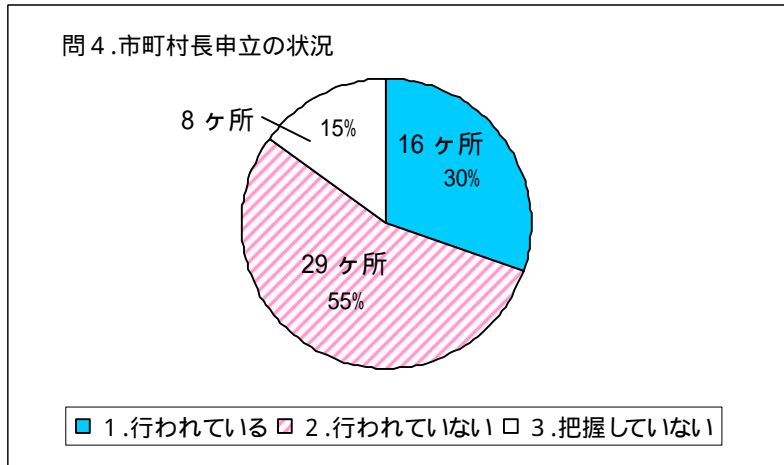


#### \* 「その他」の回答

- ・ 取得方法の手続きを代行
- ・ 司法書士とともに手続きを代行
- ・ 町内の司法書士を紹介
- ・ 医療機関、保健センター、担当地区民生委員、権利擁護事業推進員で協議
- ・ 地域ケア会議で取り上げた
- ・ 市町村長申立てを依頼

成年後見制度の利用が必要と思われるケースへの対応として、「成年後見制度の内容を説明した」という回答が36.0%と圧倒的に多く、次いで、「地域福祉権利擁護事業の基幹社協を紹介した」という回答が19.0%となっています。具体的に申立書の書き方についてアドバイスしたところはなく、今後は制度の概要説明だけでなく、具体的な申立て支援が行えるように知識と経験を重ねていく必要があります。県社協としも市町村社協に対して、成年後見制度に関する情報や研修の機会を提供していきたいと考えています。

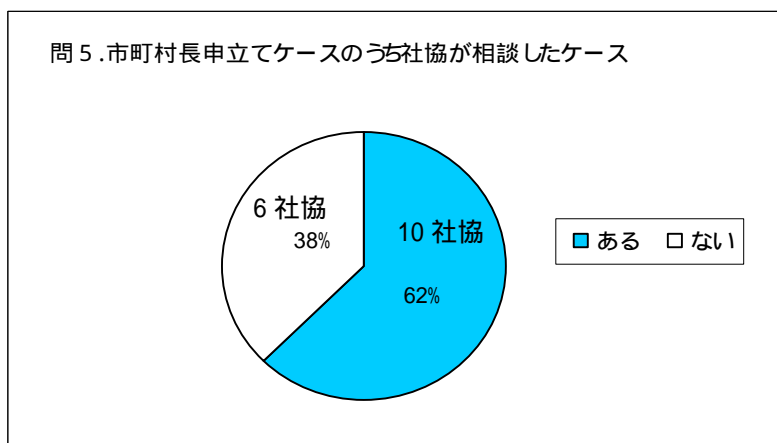
問4 . 貴市町村では、市町村長申立てが行われているか？



( 16 市町村 )  
 山口市・萩 市・防府市  
 下松市・光 市・柳井市  
 久賀町・由宇町・本郷村  
 上関町・田布施町・楠町  
 豊田町・田万川町  
 むつみ村・旭村 ( 手続中 )

平成16年4月1日現在で市町村長申立てが行われた市町村は全体の30%(16ヶ所)であるが、市町村社協が把握していないところもあるため確定数値とは言えません。市町村長による申立ては、平成12年4月の制度施行から徐々に増加しているとはいえ、未だに市町村行政の理解には温度差があるものと思われます。社協としても自らの市町村の状況を把握し、具体的な事例を持ち込む等積極的な働きかけが望まれます。

問5 . 市町村長申立てケースのうち、社協から相談を寄せたケースがあるか？



( 社協名 )  
 山口市社協・萩 市社協  
 防府市社協・下松市社協  
 光 市社協・柳井市社協  
 久賀町社協・本郷村社協  
 田布施町社協・旭村社協

( 相談を寄せたケースの内訳 )

類型	件数
痴呆性高齢者	12件(75.0%)
知的障害者	1件(6.25%)
精神障害者	2件(12.5%)
その他	1件(6.25%)
合計	16件(100.0%)

市町村長申立てが行われたケースのうち、社協が相談を寄せたケースは62%(10社協)と高い割合でした。また、対象者の類型は、痴呆性高齢者が75.0%と圧倒的に多い結果となっています。

市町村長申立てに至ったケースの中には、すでに地域福祉権利擁護事業の利用されている方もおり、具体的なケースを行政に持ち込み、関係者でケース検討会を繰り返しながら、ようやく市町村申立てが行われたケースもあります。行政の理解が得られず、市町村長申立てが進まない市町村においても、関係者を巻き込みながら、根気強く市町村の責務を問う姿勢が必要ではないでしょうか。

問 6 . 相談を寄せたケースの申立類型は何か？

類型	件数
後見	8 件 (50.0%)
保佐	5 件 (31.25%)
補助	1 件 (6.25%)
審議中	2 件 (12.5%)
合計	1 6 件 (100.0%)

市町村長申立てを依頼した 1 6 ケースのうち、後見類型での申立てが最も多く、全体の 5 0 % を占めています。

問 7 . 相談を寄せたケースの成年後見人等には誰が選任されたか？

職種	件数
家族・親族	0 件 (0.0%)
弁護士	2 件 (12.5%)
司法書士	0 件 (0.0%)
社会福祉士	7 件 (43.75%)
その他	4 件 (25.0%)
審議中	3 件 (18.75%)
合計	1 6 件 (100.0%)

(その他)

- ・ 長年お世話されている福祉員
- ・ 民生委員
- ・ 施設が探した第三者
- ・ 申立て準備中に本人死亡

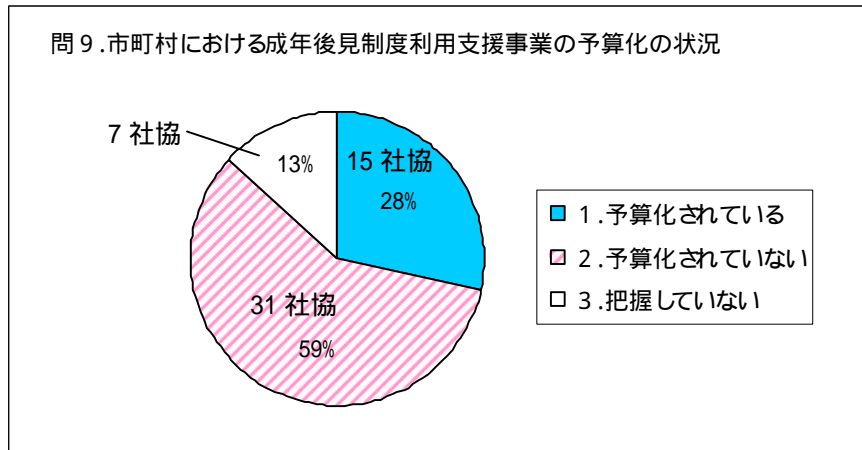
市町村長申立てに至るケースは、身寄りがいなかったり、親族との関係が希薄であったり、親族から権利侵害にあっているため、四親等内の親族による申立てが期待できない場合等が想定されます。そのため、成年後見人等に選任される者は必然的に家族・親族ではなく、第三者になるものと考えられます。その中でも、「社会福祉士」が選任されたケースが 4 3 . 7 5 % と最も多い結果となっています。

問 8 . 市町村長による申立てに至るまでに課題となったことは何か？

- ・ 申立て、親族調査等に時間がかかった ( 3 )
- ・ 行政の理解・協力が得られなかった
- ・ 負担金が高い
- ・ 後見人の選出に苦労した
- ・ 申立てを市町村長申立てで行うべきか否かの判断に迷った

市町村長申立てが円滑に進むためには、何と言っても行政の理解と協力が必要不可欠です。成年後見制度の申立ての仕組みがきちり整備されている市町村においては、第三者による財産侵害から本人を救うため、迅速な対応をとっていただいた事例もあります。全市町村において成年後見制度に対する理解が深まり、早急に体制が整備されることを希望しています。

問9 . 貴市町村では、平成16年度「成年後見制度利用支援事業」を予算化しているか？

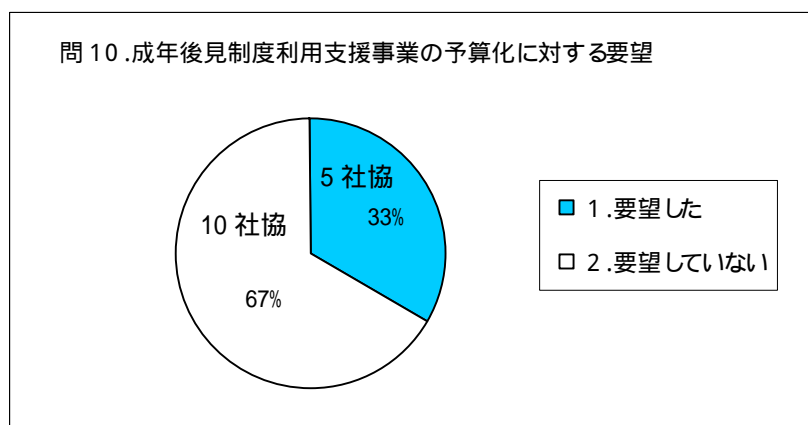


山口県健康福祉部高齢保健福祉課からの情報によると、平成16年5月現在で下記の17市町村で取り組み予定とのことでした。ただし、この他に補正対応とする市町村もあると推測されます。

下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・小野田市・光市・長門市・柳井市・上関町・田布施町・平生町・秋穂町・楠町・山陽町・油谷町

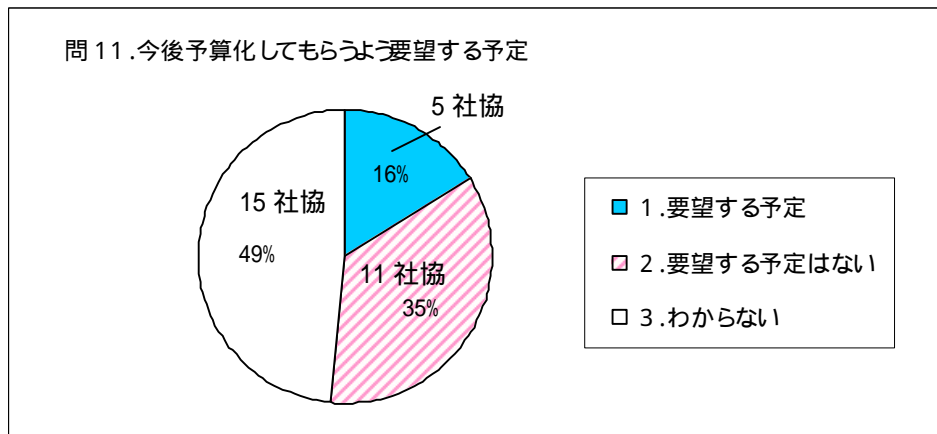
調査結果をみると、地元の予算化状況を把握していない社協もあるため、今後は情報把握に努め、成年後見制度利用支援事業が利用できるケースについては、有効に事業を活用することが求められます。

問10 . 予算化されている背景には、貴会から要望したことがあったか？  
(問9で「予算化されている」と回答した社協のみ)



社協からの要望により、成年後見制度利用支援事業が予算化された市町村も5ヶ所あります。未だ予算化がされていない市町村については、成年後見制度に関する理解が十分ではないものと思われます。市町村行政に対して市町村長申立ての必要性だけでなく、成年後見制度利用支援事業の予算化を要望すべきではないでしょうか。

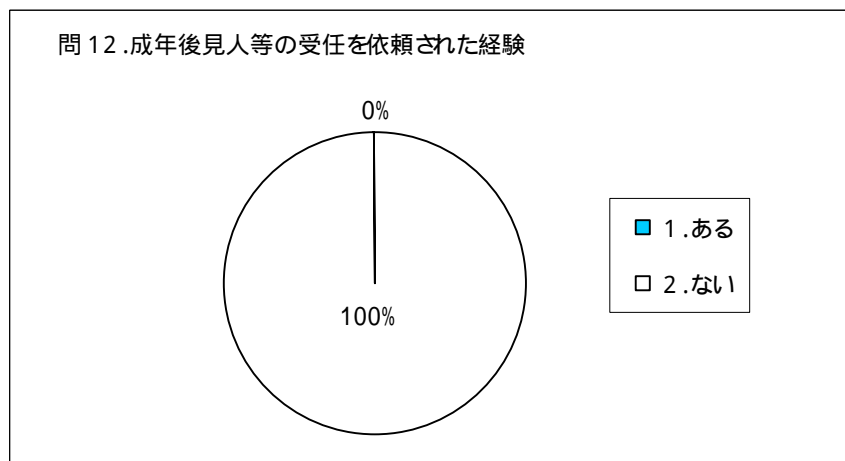
問 1 1 . 今後予算化してもらうよう要望する予定はあるか？  
 (問 9 で「予算化されていない」と回答した社協のみ)



今後予算化を要望する予定の社協は 5 社協 ( 1 6 % ) であり、事業の必要性を感じていない社協が少なくありません。成年後見制度利用支援事業の利用対象者には条件が付けられているものの、申立てに係る費用を助成するだけではなく、成年後見制度利用促進のための広報・普及活動費としても活用できます。

この事業を利用して普及啓発を目的にした研修会を開催したり、パンフレットを作成した市町村もあります。また、成年後見制度の相談に応じる相談員の人件費を含めて社協に委託しているところもあるため、事業の活用方法について社協からも積極的に提案する必要があるのではないのでしょうか。

問 1 2 . 市町村行政や家庭裁判所等から成年後見人等の受任を依頼されたことがあるか？

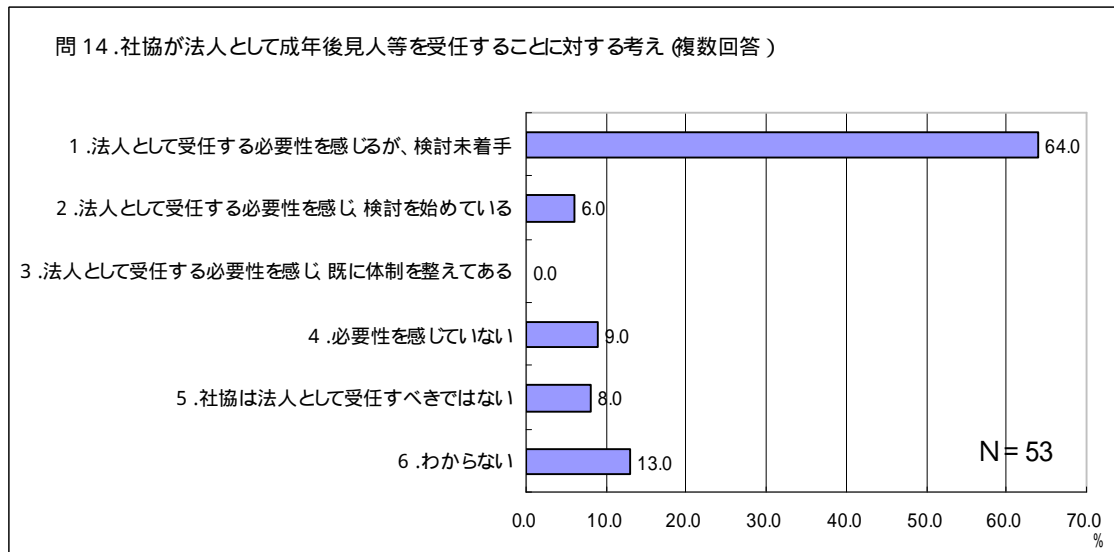


市町村行政や家庭裁判所等から成年後見人等の受任を依頼された社協はありません。

問 1 3 . どこから成年後見人等の受任を依頼されたか？

依頼された社協がないため、回答なし

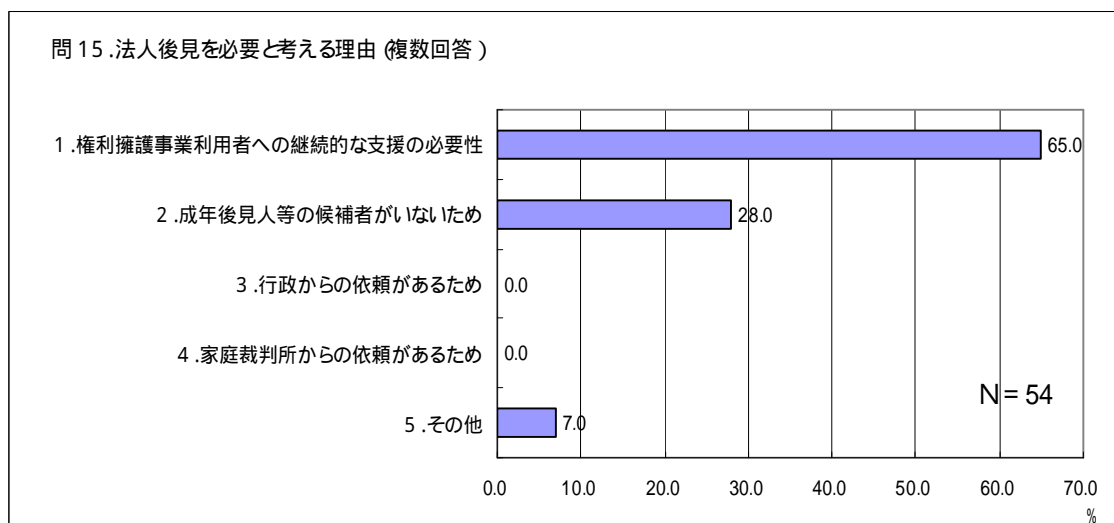
問14. 身寄りがなかったり、親族との関係が疎遠のため、第三者の後見人等が必要なケースがあった場合、社協が法人として成年後見人等を受任することについてどう考えるか？



「法人として受任する必要性を感じるが検討に着手していない」との回答が64.0% (34社協) と圧倒的に多い結果となっています。また、「法人として受任する必要性を感じ、検討を始めている」と回答した社協は6% (3社協) と少ないものの、実際に検討を始めていること自体は評価されることと思われます。

一方、「必要性を感じていない」「法人として受任すべきではない」という回答もあり、今後法人として成年後見人等を受任することの意義について議論していく必要があると考えます。

問15. 法人として成年後見人等を受任する必要性を感じている理由は何か？  
(問14で「1」「2」「3」のいずれかに回答した社協のみ)





\* その他の回答

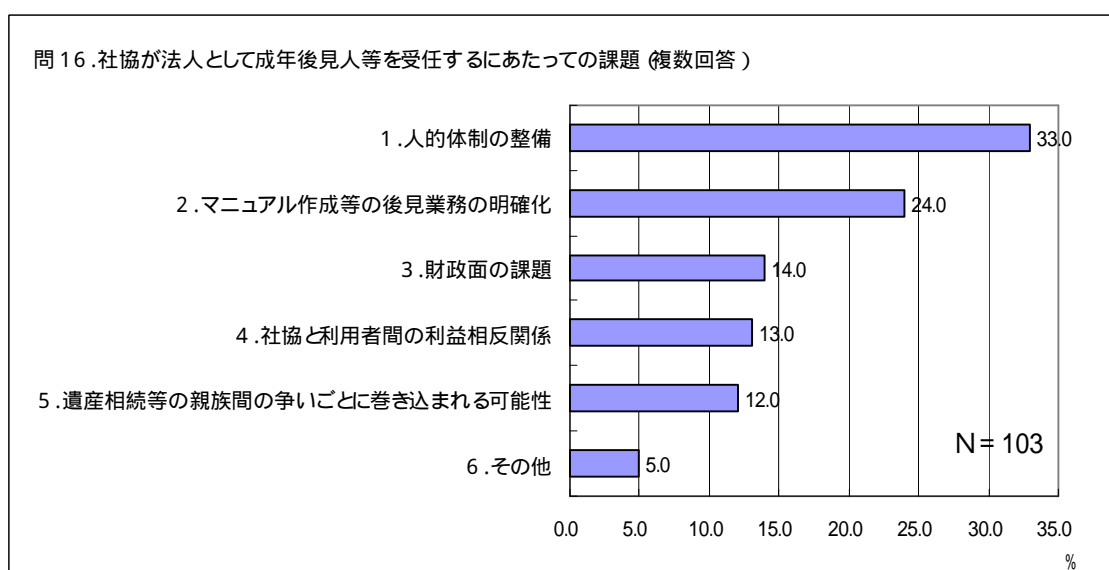
- ・地域福祉権利擁護事業の対応のみでは、権利・財産侵害や消費トラブルに介入するときに法的権限が弱い
- ・個人が後見人になると、その人の仕事や勤務状況によって、後見事務が行いにくい面がある
- ・社協が後見人等になれば、日常生活支援ともリンクした支援が行える
- ・今後の社会情勢に対応して、社協が地域から必要とされる活動である

法人として成年後見人等を受任する必要性を感じている理由は、「地域福祉権利擁護事業の利用者への継続的な支援を行う必要があるため」という回答が65.0%と最も多かった。次いで、「成年後見人等の候補者がいないため」という回答が28.0%でした。

すでに地域福祉権利擁護事業を利用している方の判断能力が著しく低下してきた場合、本人の意思を確認しながら金銭管理を行うことが極めて困難になります。そうした時、本人の自己決定を尊重し、本人の幸せのために財産を適切に保管・管理するためには、成年後見制度の利用が必要不可欠です。その時、本人の生活歴や生活状況を把握して、なおかつ信頼関係を築いてきた社協が成年後見人等として継続的に支援を行うことは、安心して生活を続けることにつながるのではないのでしょうか。

また、後見期間が長期に亘ることが予想される場合、永続的な後見が可能であるため、個人ではなく法人が成年後見人等になることが社会的に期待されています。「その他」の回答の中にもあるように、地域から必要とされる活動であるならば、社会福祉法人としての使命を果たすためにも取り組みが必要があるのではないのでしょうか。

問16. 貴社協が法人として成年後見人等を受任するにあたって課題となっていることや課題になると想定されることは何か？  
(問14で「1」「2」「3」のいずれかに回答した社協のみ)





\* その他の回答

- ・後見活動に関連する各分野の専門家をコーディネートすることができる社協内の体制づくり
- ・後見事務が県外などの広域にわたる可能性がある場合
- ・社協が後見人等になることに対する地域住民の反応
- ・社協に対する安易な後見依頼の集中
- ・関係機関から専門知識、ノウハウ等の支援が必要
- ・専門的知識のあるマンパワーの確保
- ・社協単独の後見ではなく、複数後見が必要となるのではないか

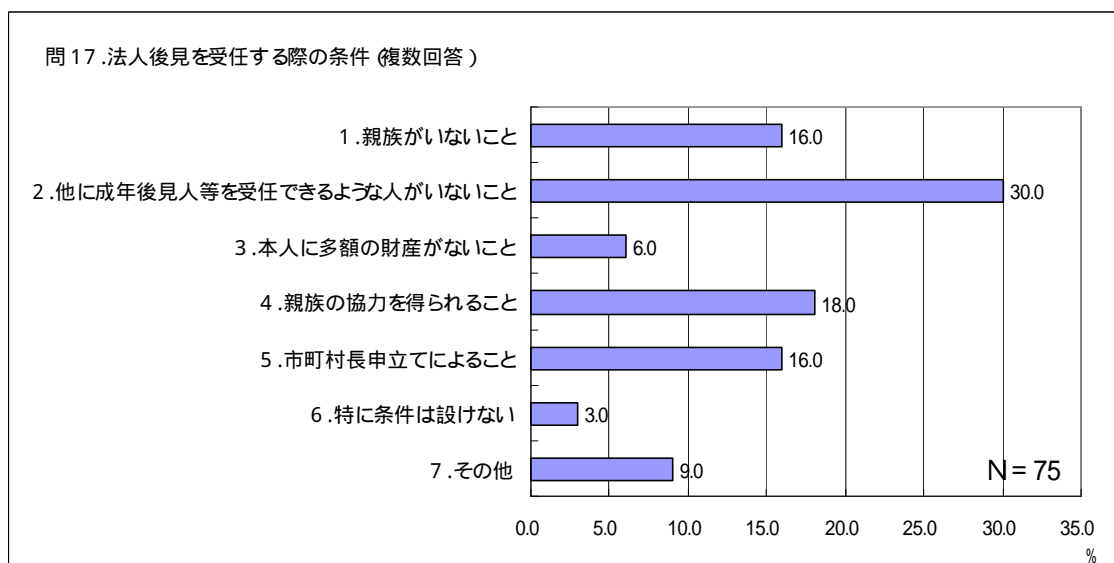
法人として成年後見人等を受任するにあたっての課題は、「人的体制を整えること」という回答が33.0%と最も多く、「マニュアルを整備する等後見業務を明確化する」という回答が24.0%と続いています。

成年後見人等を受任した場合、担当職員には一定の法律的知識が求められるだけでなく、一人の生活を支えるために、あらゆる分野の関係機関とのネットワークを構築するコーディネート力やマネジメント力が求められます。

市町村社協による法人後見の取り組みを促進させるためには、山口県社協として、後見業務を行う担当者を養成することを目的として後見実務に関する研修の場を提供し、後見業務に携わる人材育成を行う必要があると自覚しています。

### 問17. 法人として成年後見人等を受任できる体制がある場合、法人後見を行う条件があるか？

(問14で「1」「2」「3」のいずれかに回答した社協のみ)



\* その他の回答

- ・今後検討したい(3)
- ・利用者の状況を見て判断したい
- ・一人の利用者に対して複数の後見人が関わっていること
- ・行政の理解と協力があること
- ・地域からの理解があること
- ・トラブルが発生しないこと
- ・法務局、県社協等関係機関からのサポートがあること

法人として成年後見人等を受任できる体制にあった時、どのような方の成年後見人等になるか質問したところ、「他に成年後見人等を受任できるような人がいないこと」という回答が30.0%と最も多い結果となっています。次いで、18.0%で「親族の協力を得られること」という回答があり、続いて、「親族がいないこと」「市町村長申立てによること」がそれぞれ16.0%となっています。

体制整備ができた時、成年後見人等を受任する条件として、後見人候補者がいないことを第一条件として考えているようです。また、「親族の協力を得られること」という回答が続いていることから、何らかの親族との接点がある中での後見業務を望んでいるものと思われます。一方、「親族がいないこと」や「市町村長申立てによること」を条件として挙げているところもあり、身寄りがない、または親族との関係が希薄である等の理由により、親族による後見が期待できないケースについて関わる必要があるという姿勢が見受けられます。

問18. 問14で「法人として受任する必要性を感じていない」または「そもそも社協は法人として受任すべきではない」と思う理由は何か？

- ・専門的知識のある者がいない、人が確保できない等の人的体制が整っていない(4)
- ・必要と思われる対象者が管轄内にいない(2)
- ・対象者と社協との間に利益相反関係が生じる可能性があるため
- ・弁護士、司法書士等の専門家が後見人になるべきである
- ・手続きが煩雑になる可能性がある
- ・事業として社協が法人として受任する場合、その基準を明確にしにくいのではないだろうか
- ・司法書士会や社会福祉士会等との役割分担が明確にならない可能性がある

「法人として受任する必要性を感じていない」または「そもそも社協は法人として受任すべきではない」と考えている理由で最も多かったのが、専門的知識を有した職員がいない、確保できないということでした。問16とも通じるところですが、人的体制が整備されなければ後見業務を行うことができないという判断と思われます。

市町村合併や財政難の現状で、職員を新たに雇用することは非常に困難なことと思われませんが、社協の事業全体を見直す中で、併せて社会福祉法人の役割や社会福祉法人として成年後見人等を受任することの意義を検討すべき時期ではないでしょうか。